

第6章 緑化推進計画



味島神社のスタジイ

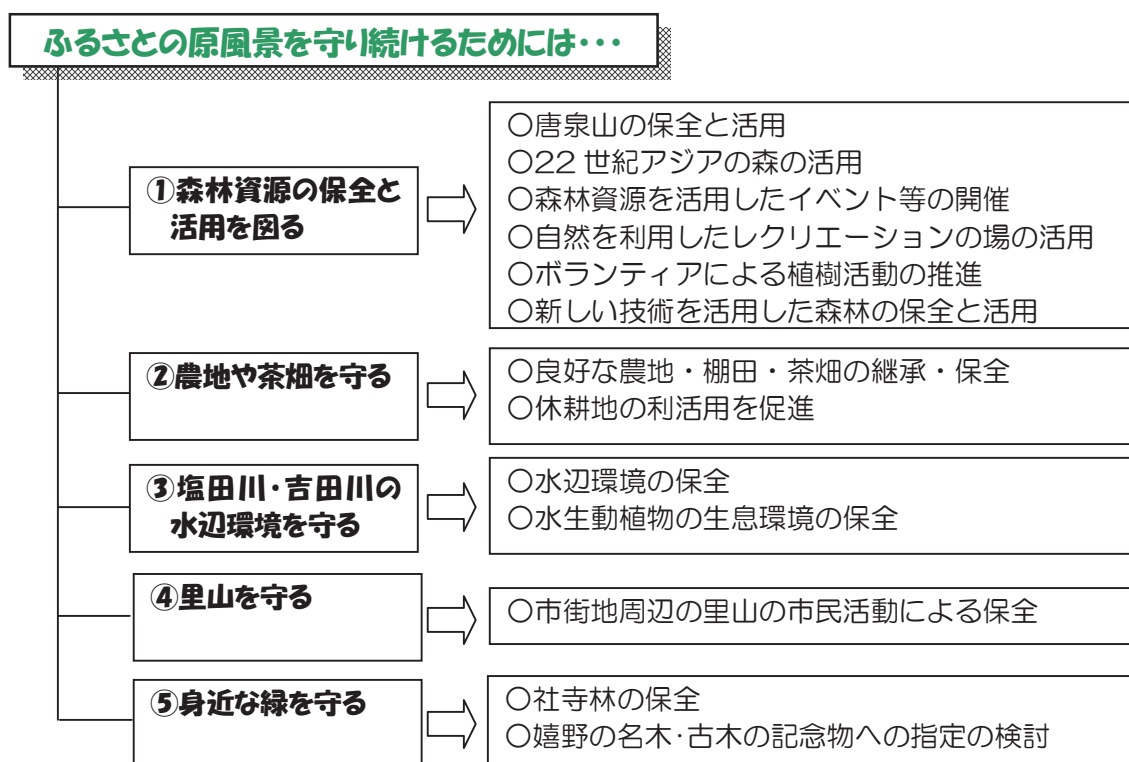
第6章 緑化推進計画

本市の現在の緑の状況は、山林、農地、塩田川・吉田川等の自然、茶畑や棚田等の嬉野らしい景観、公園等の緑地など、比較的良好で、緑豊かなまちとなっている。しかし、これらの緑は永久的なものではなく、後世に継承していくため、さらには観光地の緑としてワンランク上の緑を目指すためには、行政と市民、企業等が一体となり、守り育てていくことが必要である。

そこで緑の推進計画においては、前章での緑の基本方針である“守る緑”、“創る緑”、“育てる緑”、“活性化につながる緑”を推進するための、具体的な取り組みを検討することとする。

6-1 守る緑の推進計画

(1) 主な施策



(2) 具体的な取り組み

① 森林資源の保全と活用を図る

● 唐泉山の保全と活用

生活環境保全林をはじめとする山林を、ボランティア活動による植樹等で広葉樹林への転換を図り、それが他の山林の管理においてもモデルケースとなるような拠点として活用を図る。



■ 唐泉山 ■

●22 世紀アジアの森の活用

森林作業の体験やボランティアによる森づくりの場となっている「22 世紀アジアの森」を更なる拡充を図り、保全・活用に努める。

●炭づくりや木工体験など森林資源を活用したイベントの開催

森林での自然体験が楽しめるようなイベントを積極的に開催し、地元産の杉材を使った炭づくりや木工体験など、森林資源の大切さを学べる機会を設ける。

●自然を利用したレクリエーションの場の活用

- ・「エコツーリズム」の推進を図り、自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光を成立させ、森林等の自然資源の適切な管理に基づく保護・保全を図ることで、自然資源が守られるとともに、旅行者にも持続的な自然とのふれあいが提供できる。
- ・広川原キャンプ場や横竹ダム、22 世紀アジアの森はレクリエーションや環境学習の場として林間のレクリエーションの場として活用を推進する。

事例

九州森林管理局による「森林ふれあい推進事業」や「森林倶楽部」の制度

佐賀県鹿島市の本城国有林において、長崎県諫早市社会福祉協議会が、同市の小学校 5・6 年生 35 人を対象に、サバイバルキャンプを実施。当署も同キャンプに協力し、森林教室を行いました。児童らは、紙芝居などで森林の大切さを学んだ後、林内を散策し、木の名前や特徴などについて学びました。



●佐賀県の「さかの森林づくり再生事業」等を活用したボランティア活動の推進

現在、佐賀県では「佐賀県森林環境税」を活用した事業を推進している。今年度は「県民参加の森林（もり）づくり事業」として、荒廃した森林の再生につながる活動に支援（援助）する制度を設け、CSO など（NPO 法人、ボランティア団体、自治会、労働組合、PTA、学校など）の団体を対象に、荒廃森林再生のための植樹や除伐・枝打ち、人工林に侵入した竹の除去などの活動を行う団体を募集している。

こうした援助を活用したボランティア活動等を推進し、山林の保全を図る。

●新しい技術を活用した森林の保全と活用

地元の林業従事者の中には新しい技術を取り入れて、花粉の出ない針葉樹の育成が行われている。こうした従事者・管理者の技術を活用した山林の保全も検討する。

② 農地や茶畑を守る

●良好な農地の継承・保全

- ・農地は生産基盤としてだけでなく、ふるさとの原風景として重要な緑であり、生物の息の場、気候の緩和、防災機能など多面的な役割を維持している。農業従事者の高齢化や後継者不足等の問題はあるが、農業の活性化を検討し、良好な農地の保全に努める。

事例

農地・水・環境保全向上対策～農林水産省：農村振興の取り組み～

農地・水・環境保全向上対策のしくみ

○農地・農業用水等の資源や農村環境を守り、質を高める地域共同の取組と、環境保全に向けた先進的な営農活動を、総合的に支援します。

共同活動への支援

多様な主体が参画

組織規約作り

地域共同による効果の高い取組を行う活動組織に対して、その活動経費を支援

水路の泥上げ
生き物調査
施設の点検
計画策定

更に環境にやさしい農業を実施

営農活動への支援

上記の共同活動に加えて、

- ・地域全体の農業者により環境負荷低減に向けた取組を行った上で、
- ・地域でまとめて化学肥料や化学合成農薬を5割以上低減する等の先進的な取組を行った場合、

取組農家に配分可能な交付金を交付。

浅水代かき
土づくり、化学肥料・化学合成農薬の低減

更に活動をステップアップ

促進費

活動の質をさらにステップアップさせる取組に対し、促進費を交付。

カバープランツ植栽

共同活動実施地域

※農林水産省の「農地・水・環境の保全向上のために」（パンフレット）より抜粋

- ・「グリーンツーリズム」や「エコツーリズム」といった、農山漁村に滞在し農林漁業体験ができ、その地域の自然環境や歴史文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の形態がある。こうした活動が盛んになることで、農村地域が活性化し、良好な農地が保全されることに繋がる。

事例

佐賀県内のグリーンツーリズム

滞在型農業体験

佐賀県内で唯一の農家民宿「具座」では、農家の生活そのものが体験できます。畑仕事を手伝ったり、風呂用の薪を割ったり、ご主人と夕飯の準備をしたりして過ごすことができます。



● 棚田景観の保全・継承

本市の兎鹿野地区に代表される石積みと緑の棚田風景は、季節の彩りも感じられる農村の原風景であり、未来へ継承すべき景観である。農地としての作業性はあまりよくは無いが、傾斜地特有の気候条件等もあり、水田としては有効な場所である。

棚田景観を活用したイベントの開催や、棚田オーナー制度等を活用した保全活動等が望まれる。

事例

棚田景観を活用したイベントの開催～佐賀県唐津市相知町～



棚田見物ウォーキング

棚田は四季の彩をもっとも色濃く伝える自然の文化遺産です。日本一高い石積みのある「蕨野の棚田」（唐津市相知町）など県内には表情豊かな棚田が多く、写真愛好家にも親しまれています。各地でウォーキングや農業体験、農産物販売などのイベントが開催されています。

事例

棚田オーナー制度～佐賀県有田町岳地区～

岳地区では都市に暮らす方々への棚田に関する理解を求めると同時に、都会では味わえない農作業と自然に親しむふるさととして、1997年から棚田米オーナー制をスタートさせています。毎年、田植え、稲刈り、脱穀、年末にはもちつきなど農業体験による充実した笑顔の交流を行っています。



【オーナー制度概要】

- 1口面積：100m²
- オーナーの得点：収穫米 50kg
- オーナーの条件：田植え、稲刈り、脱穀・精米に参加できる方

●茶畑の保全と活用

本市の特産であるお茶は特産品としてだけでなく、本市の緑としての重要な役割も担っており、傾斜地の段々畑や山間部に広がる広大な茶畑は美しい緑の風景となっている。しかし、農地と同様、従事者の高齢化や後継者不足といった問題は深刻であり、茶畑の保全、継承に努める必要がある。

事例

茶畑景観や茶の文化等を活用した観光の取り組み～京都府和束町～

京都府和束町（わづかちょう）は鎌倉時代から続く宇治茶の主産地で、茶畑景観が美しい地域です。一方で、京都市等の大都市に近いことから、若者等の流出が続き、人口減少・高齢化による後継者不足が課題となっています。



そこで、茶の生産を中心に、既存産業の拡大と新たな産業の創出に取り組んでいます。新たな産業とは、茶や茶畑景観等の地域資源を活かし、「茶香服（ちゃかふく）（利き茶）」、「茶摘み体験」等の茶の魅力を発掘し、「飲むお茶」から「見て・食して・体験して楽しむお茶」への転換を図るものです。その一つに茶を活用した着地型観光の取り組みがあります。着地型観光の例としては、茶香服・茶だんごづくり体験と茶畑見学等を組み合わせたツアーの受入れ、茶の木を使った木工細工や茶畑景観を水彩画に描く体験等があります。平成20年（2008年）には、地域の情報発信拠点として、物販・飲食施設である「和束茶カフェ」が設置され、来館者は、初年度は2,400人、平成21年度（2009年度）には5,500人に達しています。

また、農家の一部は、茶園のオーナー制度や茶摘み体験受入れ、抹茶を使用した新たな飲料品の開発、インターネットによる販売等に取り組んでいます。さらに、これらの取り組みにより、製茶業者が規模を拡大したことから雇用増加の効果も出ています。

事例

お茶の木オーナー制度

～福岡県黒木町 笠原東交流センター「えがおの森」（笠原里山振興会）～

安全・安心な食べ物を自分の手で収穫できる「オーナー制度」とは、黒木町の特色である茶や米などの農作物を収穫までの一定期間、お世話できる制度です。農地の一区画あるいは収穫量によって一口単位で申し込むことができます。オーナーとなった人は、植え付けや収穫など、農作物ごとにいろいろな体験ができるようになっています。

お茶の木オーナー

『八女茶発祥の地』として知られるこの地では約600年前から茶の栽培がされています。長きにわたる歴史の中で培われた製法とその味はこの地の文化でもあります。現在では多くの農家で栽培され山いっばいに広がる茶畑はこの地の景色を特色づけています。えがおの森では「お茶の木」オーナーを募集しています。5月上旬に茶摘みを行い、その場で味わうことや、そのまま持ち帰ることができます。

○お茶の木オーナーになると…

- ・お茶の木の管理は農家のお茶作りのプロが行います。
- ・自分で畑に行き、作業することもできます。
- ・八十八夜（5月ごろ）になれば茶摘ができます。
- ・摘み取ったお茶は加工して、自宅に配送します。



●休耕地の利活用を促進

- ・近年の人々の農業に対する認識は変化してきており、家庭菜園や郊外の貸し農園の利用等も増えてきている。本市でも休耕田を利用した貸し農園や農業体験の場としての利用を促進する。

事例

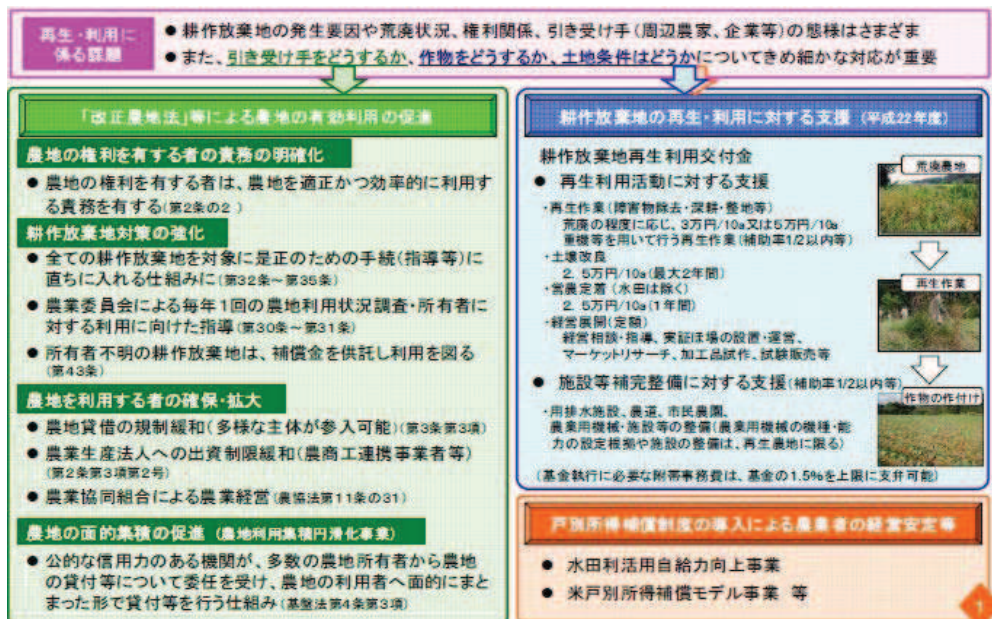
田んぼオーナー募集：「倶楽部八十八」の活動



嬉野市の旅館経営者や農家などで行く地域づくりグループ「倶楽部八十八」は嬉野町上岩屋の棚田で開く田んぼのオーナーになれる稲作体験ツアーの参加者を募集し、都市と農村の交流を通じて、町の活性化に努めています。近年では海外からの参加者もあり例年 50 人以上の方が田んぼのオーナーとなり参加されています。

事例

耕作放棄地対策～農林水産省：農村振興の取り組み～



※農林水産省の「耕作放棄地再生利用緊急対策の概要」より抜粋

- ・休耕地を利用したボランティアによる花の栽培等も検討する。

事例

佐賀市大和町の休耕田利用～佐賀市大和町久留間～

地元の老人クラブ福寿会(53人)が休耕田を利用して約20年前からチューリップを栽培。約10アールに1万5000本が咲き、県内外から多くの見物客が訪れ、写真に収めたり、周囲のベンチで日なたぼっこしたりしながら観賞されています。



③塩田川・吉田川の水辺環境を守る

●水辺空間の活用と水辺環境の保全

- ・様々な動植物の生息の場であり、人々の水辺の憩いの空間でもある塩田川、吉田川は、本市の緑の軸としても重要な空間であり、生活雑排水などの流入が無いよう、水質も含め良好な水辺環境の保全に努める。
- ・良好な水質を保つために、地元産の杉材で作った炭を、水質の浄化に活用すること等も検討する。

●水生動植物の生息環境の保全

塩田川、吉田川は様々な動物の繁殖場、餌場となっており、水辺の植物においても水辺の自然を感じさせるものである。こうした動植物の生息環境の維持・保全に努める。

④里山を守る

●市街地周辺の里山の市民活動による保全

本市は緑豊かな山林に囲まれており、なかでも市街地周辺の里山は、春には新茶の香りが漂い、秋には棚田に彼岸花が咲くなど、季節の表情を見せてくれる大切な緑である。こうした里山を保全するためには、土地所有者・管理者のみならず、地域や市民の協力が必要である。(生態系や林層の豊かな森づくりが出来る身近な里山を探し、国見岳等の広葉樹林や22世紀アジアの森以外にも、維持管理活動を展開していく。)

事例

里山ボランティア団体の活動～福岡県黒木町“山村塾”の活動～

山村塾は、都市と農山村住民とが一体となり、棚田や山林といった豊かな自然環境を保全することを目的に1994年に福岡県黒木町で発足しました。

主な内容は荒廃した棚田の復田と環境保全型農業の実践を行う稲作体験コース、風倒木被害地における広葉樹の植林などを行う山林体験コースの二本柱で、2軒の農家が受け入れ農家となり活動しています。他にも里山ミニワーク等の行事を行っています。



<2010年度山村塾日程表>

～行事～			
日程	稲作	山林	全体
4/11(日)			総会・顔見せ会
5/16(日)	稲の種まき		
6/20(日)	田植え		
6/27(日)	鴨進水式		
7/11(日)	田の草取り		
7/18(日)		下草刈り	
7/23(金) ～25(日)			子供 キャンプ
7/25(日)	田の草取り		
8/1(日)		下草刈り	
9/4(土)	稲引き上げ 芋米の花見		
10/10(日)	稲刈り		
10/17(日)		枝打ち	
10/30(土) ～31(日)			鴨さばき
11/14(日)			収穫祭
11/21(日)		間伐	
1/9(日)			左義長
2/13(日)		しいたけ 園うち	
2/27(日)		植林	
3/20(日)		炭焼き	

～里山ミニワーク～	
日程	イベント名
5/3(月)～4(火)	里山ミニワーク「お茶摘み」
5/29(土)～30(日)	里山ミニワーク「草刈り」
6/19(土)～20(日)	里山ミニワーク「畦塗り・田植え」
8/28(土)～29(日)	里山ミニワーク「草刈り」
10/16(土)～17(日)	里山ミニワーク「炭焼き・枝打ち」
12/12(日)	里山ミニワーク「もちつき・しめ縄づくり」
2/19(土)～20(日)	里山ミニワーク「農産加工(納豆・味噌)」

⑤ 身近な緑を守る

●西公園のような市街地の丘陵地の保全

西公園は都市公園として都市計画決定された公園である。温泉街が一望できるこの公園は昔の湯野田城跡で、春から初夏にかけて桜や藤の花が次々に咲き誇る自然の美しい場所である。市街地の中の緑量のある緑地として、適切な管理を行い保全を図る。



■西公園■

●社寺林の保全、大茶樹等の名木・古木の管理保全

市街地の緑である瑞光寺の社寺林や、吉浦神社の参道の並木など、緑量のある緑は適切な管理を行い保全を図る。また、市内に数多く残る名木・古木は保存樹の指定を検討し、大茶樹のように既に指定を受けているものについても、適切な管理を行い保全に努める。



■大茶樹■

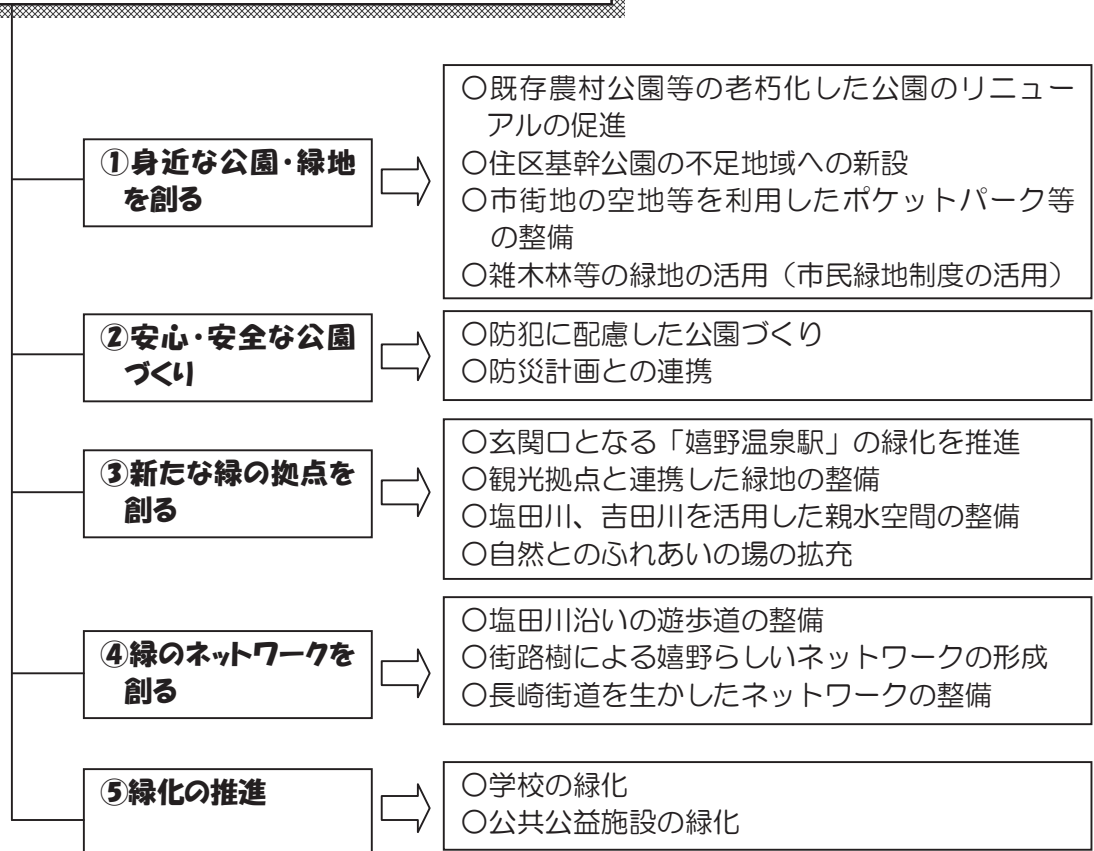


■吉浦神社参道■

6-2 創る緑の推進計画

(1) 主な施策

緑の拠点とそれらのネットワークを形成する



(2) 具体的な取り組み

① 身近な公園・緑地を創る

●既存農村公園等の老朽化した公園のリニューアル

特に市街化区域外の街区公園（農村公園）や近隣公園等の住区基幹公園で老朽化している公園は住民のニーズに対応した公園にリニューアルする。リニューアルに当たっては、バリアフリー等のユニバーサルデザインに配慮した公園として整備する。



■塩田地区の農村公園■

●住区基幹公園の不足地域への新設

特に市街化区域内の住区で、街区公園等（公園誘致圏 250m 程度）がない地区には、住民のニーズに対応した公園の新設を検討する。新設に際してはリニューアルと同様に、ユニバーサルデザインに配慮し、誰もが利用しやすい公園となるような整備を行う。

●市街地にポケットパークの整備を推進

市街地の中心でもある温泉街は、観光拠点であり、もてなしの緑が必要な場所である。小さな空地を利用するなどし、ポケットパークを整備し、観光客が休息でき、四季の彩を感じられるような憩いの場の整備を促進する。



■ポケットパーク■

② 安心・安全な公園づくり

●防犯に配慮した公園づくり

ユニバーサルデザインに配慮した誰もが利用しやすい公園づくりとあわせて、防犯対策として、樹木の配置を検討して外周からの見通しを良くし、夜間の照明にも配慮した公園づくりを進める。

●防災計画との連携

- ・公園や緑地は、防災機能を担っており、地震や水害などの災害時の一時避難場所、火災時の延焼防止の緩衝帯となる。防災倉庫や防災ファニチャー等を設置し、防災機能の充実を図る。
- ・嬉野総合運動公園は広域避難地として、救援・救助活動に利用できる広い広場を有しているため、防災拠点として活用する。
- ・そのほか身近な公園緑地の中でも、轟の滝公園や西公園、和泉式部公園、北部公園は一次避難地として、一時集合場所、地域単位の防災拠点として活用する。

③新たな緑の拠点を創る

●嬉野温泉駅の緑化を推進

本市の新たな玄関口となる「嬉野温泉駅」の具体的な今後の計画においては、駅前広場等の緑化に努め、特に、観光地としての嬉野らしさが感じられるように、茶の木を利用した植栽等を検討し、もてなしの緑化を推進する。

事例

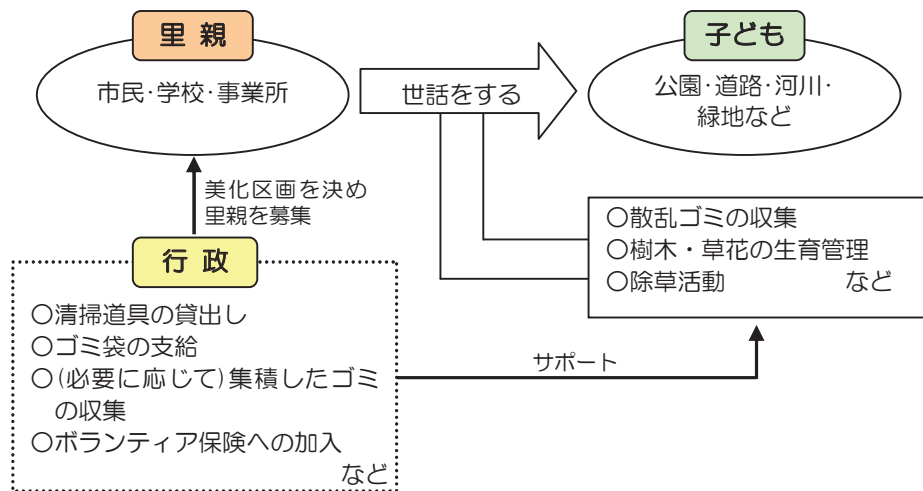
市民協働による「杜の駅」づくり～JR 岐阜駅北口駅前広場～

JR 岐阜駅は「杜の駅」を基本コンセプトとし、中でも北口広場の「やすらぎの里」は岐阜の自然豊かな里山を再現した緑あふれる空間。駅前広場の維持、管理にアドプト・プログラム※を取り入れ、岐阜市の玄関口であるこの駅前広場を美しく守っていきたいと考えています。市民の皆さんと協働で緑を大きく育てていくことで「杜の駅」という名にふさわしい駅前広場をつくっていくことを目指しています。



※アドプト・プログラムとは・・・

「アドプト (adopt)」とは英語で養子縁組をする意味で、公園や道路、河川、緑地等の公共の空間を子どもに見立て、市民・学校・事業者みんなが里親となり、まちをきれいにし大切にしていくことを、行政（市町村）がサポートするものです。市民と行政が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップの下で進めていくものです。



●観光拠点と連携した緑地の整備

嬉野市では温泉街に、24 時間無料で入浴できる露天風呂形式の足湯“湯遊広場”を整備している。足湯は、足を浸すだけでじんわりと温まり、肩こり・足のむくみなどに効果的として人気で、地元の人たちも多く、観光客との語らいの場としても親しまれている。こうした観光地の憩いのスペースの整備を拡充・推進する。



■湯遊広場のシーボルトの足湯■

●塩田川・吉田川を活用した親水空間の整備

塩田川沿いのイカダ記念公園は、塩田町の名物イベント「塩田川手づくりイカダ大会」の会場となる親水公園である。塩田川、吉田川沿いに親水空間はあまりなく、河川の水利条件等を考慮したうえで、堤防の遊歩道整備とともに、こうした親水空間の整備を推進する。



■イカダ記念公園■

●自然とのふれあいの場の拡充

本市には、轟の滝公園や横竹ダム周辺の桜の広場など自然と一体となった公園や、春日溪谷のような秋の紅葉が楽しめる自然とのふれあいができる場所がある。できる限り自然を活かし、訪問者が利用しやすいような駐車場等の整備を充実させ、自然とのふれあいができるような場の整備を推進する。



■横竹ダム■

④ 緑のネットワークを創る

●塩田川の堤防や水辺空間を利用した遊歩道を整備

轟の滝公園から市街地の温泉公園付近までの塩田川には、桜が植栽された遊歩道が整備され「さくらロード」として、市民の憩いの場となっている。こうした遊歩道をさらに延長・拡大し、本市の代表的な緑のネットワークとなるような遊歩道の整備を推進する。

事例

河川環境整備事業による河川沿いの散策路整備～福岡市一本松川～

団地の横を流れる河川で、周辺住民が日常生活の中で憩い、親しめる河川として散策路や休憩施設などの整備が行われています。



●街路樹による嬉野らしいネットワークを形成

現在、街路樹の整備は進めているところではあるが、市の花である藤の花を植樹した「ふれあい藤棚通り」のように、嬉野らしい街路樹（例えばもう一つの市の花である桜や茶ノ木等）を利用した、観光拠点、緑の拠点間を結ぶようなネットワークを形成する。

●旧長崎街道(国道34号)の緑化によるネットワークの形成

街路樹の整備余地の有無の検討を図り、歴史的な通りでもある国道34号の緑化を図り、ネットワークを形成する。



■現在の国道34号■

⑤ 緑化の推進

●学校・公共施設の緑化

現状の公共施設の緑地率は平均で 13%程度であることから、最低 20%程度までを目標とする。

公共施設で可能な施設は、外壁の壁面緑化や屋上庭園を整備する他、接道部をできる限り植栽等で緑化し、都市景観の向上を図る。



■公会堂の外構■

●塩田津の緑化と周辺の緑の保全

塩田津の歴史的な景観を引き出すような植栽と、背後地の里山や社寺林等の適切な管理と保全を図る。



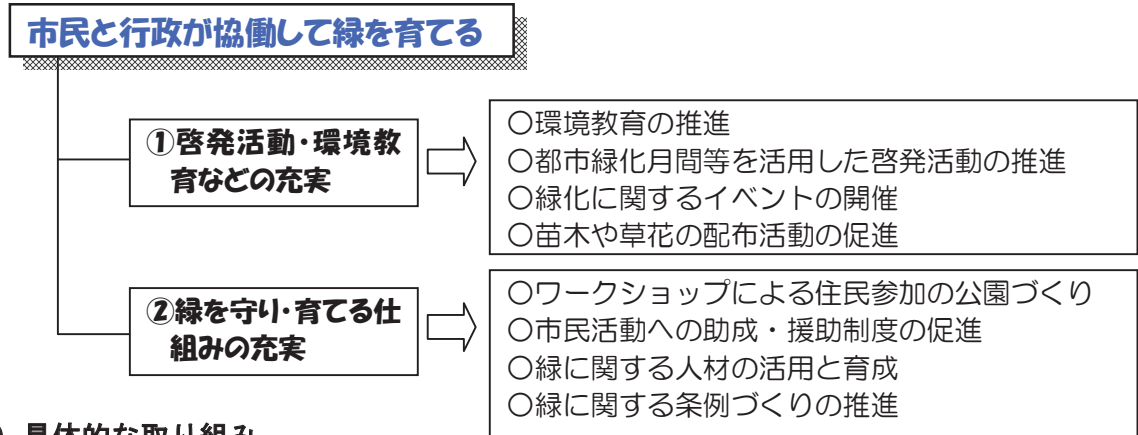
■塩田津■



■塩田津背後地の立傳寺■

6-3 育てる緑の推進計画

(1) 主な施策



(2) 具体的な取り組み

①啓発活動・環境教育などの充実

●環境教育の推進

佐賀県では「ストップ温暖化」県民運動推進会議を立上げ、佐賀県をはじめとし、県内の市町村、大手企業、マスコミ、各団体、県民等が協力し、様々な環境を守るための取り組みを行っている。そのなかの「環境サポーター派遣制度」という制度では、地域、学校、職場での環境保全や地球温暖化対策に関する取り組みを促進するため、学習会や実践活動（省資源・省エネの学習会、自然観察会、リサイクル活動など）を実施する場合に、県環境サポーターを講師として派遣し活動を支援することを実施している。こうした制度を利用し、未来の子どもたちや地域の住民が緑や自然の大切さを理解し、豊かな感性を育ていけるような環境教育の取り組みを推進する。

●都市緑化月間等を活用した啓発活動の推進

都市緑化の推進と都市公園の整備について、広く国民の参加と協力を得ることを目的とし、毎年10月を「都市緑化月間」と定め、住民参加による緑豊かな美しいまちづくりを積極的に展開することとされている。

- ・ 佐賀県では、県民に緑の大切さを理解してもらい、緑地を守り、増やして総合的な都市緑化を進めていくきっかけとするため、都市緑化月間中に様々なイベントが実施されている。
- ・ 嬉野市は、県のイベントの開催地ではないが、この期間中に公共施設にプランターを設置するなどし、市民の緑化推進への意識向上を呼びかけている。こうした活動を継続し、市民への啓発を推進する。

●緑化に関するイベントの開催・苗木や草花の配布活動の促進

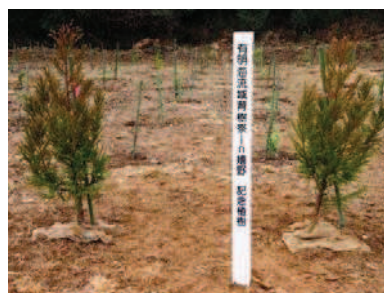
本市では4月初旬にJRウォーキング、4月下旬には藤まつりなど季節の花を楽しむイベントが開催されている。藤まつりでは様々なイベントとあわせて、花苗の配布も行われており、こうしたイベントの発展が緑化にもつながると考えられ、今後もイベントの開催や活動の促進を図る。

事例

“さが22 流域育樹祭 in 嬉野”（平成22年3月7日）

～嬉野市嬉野町大字不動山～

佐賀県頭部流域森林・林業活性化センターと嬉野市の主催で行われたイベント。上記センターでは森林ボランティア、緑の少年団、漁業関係者などの県民参加による植林・下刈り・枝打ちの作業を通じて河川の上下流域の住民が一体となった豊かな森林作りを行っています。



②緑を守り・育てる仕組みの充実

●ワークショップによる住民参加の公園づくり

近年、まちづくりの手法はそれぞれ多様な方法によって行われており、地域住民が計画案などについて話し合う、住民参加型の手法が盛んになっている。こうした方式の『ワークショップ』は、協働作業を通じて参加者の前向きな意欲を引き出し、その住民の意見の合意形成を生み出される。公園づくりにおいても、ワークショップを行うことで、市民が自分たちの公園として愛着を持ち、維持管理においても協力体制が生まれることが期待できる。

事例

ワークショップのイメージ



●市民活動への助成・援助制度の促進

本市では「嬉野市コミュニティ助成事業」として補助金の交付制度を実施している。緑化に関するものは「緑化推進コミュニティ助成事業」で、コミュニティ組織又はコミュニティ組織の連合体による植樹・植栽又はその維持管理を中心とした緑化推進活動を通じて、地域住民のコミュニティ意識の醸成が図られる事業に要する経費を補助するものである。この事業を引き続き実施し普及を促進するとともに、こうした事業制度を積極的に市民に利用してもらえるような啓発活動にも努める。

●緑に関する人材の活用と育成

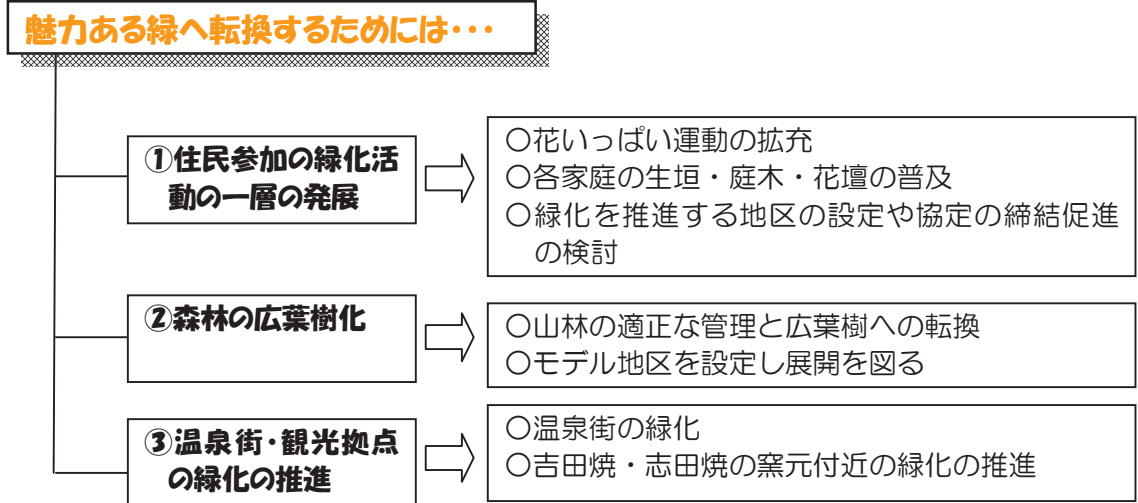
緑を守り、育てるためには、自然や緑に関して幅広い知識や技術が必要である。市内に在住する自然や動植物の専門家、農業や林業の経験者・従事者、公園や造園・ガーデニングに詳しい方など、緑の専門家の登録制度を設置するなどし、こうした人材を活用し、新たな緑のリーダーとなる人材育成を図る。

●緑化に関する条例の制定

市民・事業者が行政と協働して緑の育成をしていくためには、市としての緑化の基本理念や緑化の方向性やそれにかかわる市及び市民・事業者の責務等を明確にし、市民や事業者が緑化に参加しやすい環境づくりをしていく必要がある。宮崎市の「緑のまちづくり条例」、東京都品川区の「緑の条例」、武蔵野市の「緑の保護育成と緑化推進に関する条例」等が例としてあげられるが、緑化活動の支援内容や市民団体の指定、緑化推進を妨げる行為等に関する罰則や制限、名木等保存樹木の指定及び保護義務など、緑化活動を推進するためのルールを定めるものである。

6-4 活性化につながる緑の推進計画

(1) 主な施策



(2) 具体的な取り組み

①住民参加の緑化活動の一層の発展

●花いっぱい運動の拡充

現在、嬉野 IC から嬉野総合運動公園に繋がる県道沿いで花壇が作られ、嬉野中学校の生徒を中心に花植えの活動が行われているように、こうした活動が市域の多くの場所で行われるような緑化活動の推進を図る。



■嬉野中学校の花壇作り■

●住宅地・集落等、各家庭の庭木、生垣、花壇等の緑化の普及・推進

塩田地区の農村集落は、生垣をつくる家も多く、緑が多く感じられる。こうした状況が他の住宅地や集落にも見られるように、普及・推進を行う。



■生垣植栽の民家■

●緑化を推進する地区の設定や協定の締結促進の検討

住宅地や集落で緑化を推進する手だてとして、「地区計画」や「緑地協定」などの制度がある。これらの制度の活用を検討して、緑化を推進する。

事例

地区計画、緑地協定等を締結し住環境や街並みの維持・保全に取り組んでいる地区 ～福岡市アイランドシティ照葉のまち地区～

同地区では、地区計画、建築協定、緑地協定のほか、福岡市と住民の間で公園の管理協定を締結。住民主体の組織「照葉のまちづくり協会（TCA）」を設立し、官民共同で街並みや住環境の維持・保全に取り組んでいる。



▲「照葉の森公園」は子供たちの環境学習の場としても活用されている。

②森林の広葉樹林化

●山林の適正な管理と広葉樹への転換

まちの景観や環境を形成する山林の緑を、針葉樹から広葉樹へ転換を進め、彩りのある良好な環境に変えるだけでなく、来訪者がまた訪れたいくなるような“もてなし”の緑の環境を有するまちへと変えていく。

●モデル地区を設定し展開を図る

現在、生活環境保全林に指定されている嬉野総合運動公園、唐泉山、22世紀アジアの森は、広葉樹林化を進める上で、モデルケースとなる場所である。この3ヶ所を拠点とし、市域全体へ広葉樹林化を徐々に展開させることとする。



事例

佐賀県とNPO 団体が主催する「こだまの森林づくり」



平成 16 年 2 月に策定した「新しい佐賀の森林づくりビジョン」の基本理念に基づき、山から川・海までの流域全体の保全をふまえた豊かで多様な森林づくりとして、森林を所有する人「森林所有者」だけでなく、森林ボランティアをはじめとした県民協働により、10 年間で 5 万 ha の間伐などの森林整備や 100 万本の広葉樹の植栽を行う「こだまの森林(もり)づくり」を展開しています。

■さかの樹一覧■

番号	樹木名	番号	樹木名	番号	樹木名	番号	樹木名	番号	樹木名
1	アオキ	27	オニグルミ	53	コバンモチ	79	ツクバネウツギ	105	マテバシイ
2	アオハダ	28	カクレミノ	54	コブシ	80	ツブラジイ	106	マユミ
3	アオモジ	29	カゴノキ	55	コムラサキ	81	トベラ	107	ミズキ
4	アカガシ	30	カツラ	56	ゴンズイ	82	ナツツバキ	108	ミズメ
5	アカシデ	31	カナクギノキ	57	サカキ	83	ナナミノキ	109	ムクノキ
6	アカメガシワ	32	ガマズミ	58	サザンカ	84	ナラガシワ	110	ムクロジ
7	アキグミ	33	カマツカ	59	サンゴジュ	85	ナワシログミ	111	ムラサキシキブ
8	アキニレ	34	カンコノキ	60	シイモチ	86	ナンキンハゼ	112	モチノキ
9	アラカシ	35	カンザブロウノキ	61	シャシャンボ	87	ニフトコ	113	モッコク
10	イスノキ	36	キハダ	62	シャリンバイ	88	ネジキ	114	ヤシャブシ
11	イチイガシ	37	キブシ	63	シラカシ	89	ネズミモチ	115	ヤナギ(総称)
12	イチヨウ	38	クスノキ	64	シラキ	90	ネムノキ	116	ヤブツバキ
13	イヌシデ	39	クちなし	65	シリブカガシ	91	ノグルミ	117	ヤブツツケイ
14	イヌツゲ	40	クヌギ	66	シロダモ	92	ハイノキ	118	ヤマアジサイ
15	イヌビワ	41	クマシデ	67	シロモジ	93	ハクサンボク	119	ヤマガキ
16	イボタノキ	42	クリ(野生種)	68	スダジイ	94	バクチノキ	120	ヤマコウバイ
17	イロハモミジ	43	クロガネモチ	69	センダン	95	ハゼノキ	121	ヤマザクラ
18	ウツギ	44	クロキ	70	ソヨゴ	96	ハネミヌエンジュ	122	ヤマツツジ
19	ウバメガシ	45	クロバイ	71	タイミンタチバナ	97	ハマヒサカキ	123	ヤマハゼ
20	ウラジロガシ	46	クワ	72	タカノツメ	98	ハマビワ	124	ヤマブキ
21	ウラジロノキ	47	ケクロモジ	73	タブノキ	99	ヒサカキ	125	ヤマボウシ
22	ウリハダカエデ	48	ケヤキ	74	タマミズキ	100	ヒメシャラ	126	ヤマモガシ
23	ウワミズザクラ	49	ケンボナシ	75	タムシバ	101	フナ	127	ヤマモモ
24	エゴノキ	50	コシアブラ	76	タラヨウ	102	ホオノキ	128	ユズリハ
25	エノキ	51	コナラ	77	タンナサウワタギ	103	ホルトノキ	129	リョウブ
26	オガタマノキ	52	コハウチワカエデ	78	ツクバネガシ	104	マサキ	130	リンボク

□…落葉樹

■…常緑樹

③温泉街・観光拠点の緑化の推進

●温泉街の緑化

- ・温泉街にある老舗旅館外構の緑地の保全や、温泉街の道路の緑化（プランター等の設置）等に努める。
- ・現在、温泉街のメインストリートは、歩道は整備されているものの、植栽等を行う余地がない通りとなっている。歩行者の安全を守りつつ、プランター等の設置による緑や四季の彩を創るよう、緑化の推進に努める。



■温泉旅館の外構■



■温泉街メインストリート■

●吉田焼・志田焼の窯元付近の緑化の推進

本市には2つの窯元があり、ろくろや手びねり、絵付けの陶芸体験ができる観光拠点となっている。現在は展示販売施設と駐車場が主とした施設であるが、余地の植栽、プランターの設置等によりできる限りの緑化を図る。



■肥前吉田焼窯元会館■



■志田焼の里博物館■

6-5 活用する緑の取り組み～将来像に向けて～

- 市街地における空地を利用したポケットパーク等の整備
- 西公園のような市街地の里山の保全
- 老朽化している公園のリニューアル
- 学校・公共施設緑化



○花いっぱい運動の拡充

- 塩田川沿いの遊歩道整備（既存遊歩道の延長など）



- 観光拠点（施設）周辺の緑化
- 新たな交流拠点・玄関口の緑化
埴野温泉駅の駅前広場等の緑化と駅からのネットワークとしての街路樹の整備を進める。
- 保安林の継承
- 山林の適正な管理を図る
- 森林資源の活用・イベントの開催
- ボランティアによる植林活動等の推進



- 歴史・文化の観光拠点を緑化、周辺景観の保全
塩田津を中心として周辺地域の緑地の保全創出を図り観光拠点として魅力ある地区になるよう努める。

- 埴野総合運動公園内の樹林を広葉樹林化
- 市民と協働で公園管理を行う取り組みへの発展

- 埴野市の代表的観光拠点（温泉街）の緑化
温泉街に花（プランター等）と緑を増やすなど、観光拠点にふさわしい緑の演出を推進し、メインストリートは将来的に歩行者専用道路として整備する



- 老朽化した農村公園のリニューアル

- 茶畑の保全
- 棚田の継承



- 古木・名木の記念物指定の推進



- 唐泉山の保全
- 唐泉山の広葉樹林化
- 市民と協働で山林管理を行う取り組みへの発展
- 農村集落の民家の庭木・生垣の推進・拡充



- 水辺環境の保全
- 水性動植物の生息環境の保全



- 神社仏閣の社寺林、樹林を保全する



- 自然とのふれあいの場の拡充～春日渓谷の保全

- 保安林の継承
- 山林の適正な管理を図る
- 森林資源の活用・イベントの開催
- ボランティアによる植林活動等の推進

- 観光拠点（施設）周辺の緑化



■凡例

分類	表示
守る緑への取り組み	緑色の線
創る緑への取り組み	赤色の線
育てる緑への取り組み	青色の線
活性化につながる緑への取り組み	緑色の点線
用途地域界（将来計画）	赤色の点線
都市計画区域境界（将来計画）	青色の点線
行政区域界	黒色の点線